

2026 年 XCR スプリントカップシリーズ シリーズ規定

(変更点記載版 赤文字：変更点)

第1条 競技会の定義

本シリーズの競技会は一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則、また、これに準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、ラリー競技開催規定およびその細則、各競技会の特別規則書に従い開催される。

第2条 参加車両

当該年の JAF 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるラリーRF 車両の基準を満たした XC（クロスカントリー）車両または SUV 車両でかつ、下記指定タイヤを装着した車両に限る。

但し、上記以外であっても、海外からの参加で且つカルネにより持ち込まれる車両に関しては、シリーズ事務局が認めた場合に限り参加可能とする。

国内競技車両規則 第2編 第2章 第5条 5.4) に従ったロールケージ、同 第4条 4.1)に従った消火器、および同 第2条に従った4点式以上のシートベルトを装備しなければならない(6点式の FIA 公認ベルトを強く推奨)。

参加車両の改造範囲概要は当該年の XCR スプリントカップシリーズ車両改造範囲概要に示す。

トレッドの変更は許される。ただし、ホイールスペーサーで変更する場合は、当該年の XCR スプリントカップシリーズ車両改造範囲概要に適合する事。保安基準適合品に限る。

幌車両(オープンカー)に対する追加安全規定を別途定める。

・**XC 車両の定義**：シャシーにラダーフレーム構造を持つ車両およびモノコック構造でも同様のシャシー剛性を持つと本シリーズ事務局が認めた車両。改造範囲は 2026 年 XCR スプリントカップシリーズ車両改造範囲概要に定める。

・**SUV 車両の定義**：メーカーラインオフ時の全高が 158160cm を超える車両でかつ、本シリーズ事務局が認めた車両。改造範囲は 2026 年 XCR スプリントカップシリーズ車両改造範囲概要に定める。

・指定タイヤ

XC 車両及び SUV 車両に使用できるタイヤは原則として下記に示す表のタイヤに限定する。ただし、スノーイベントは除く。スノーイベント時はスタッドレスタイヤに限る。ただし、通称ラリースタッドレスタイヤは認められない。また、スパイクタイヤおよびタイヤチェーンの使用は禁止とする。

また、タイヤ外径を XC-1 クラスは 940mm 以下、XC-2、XC-2S、XC-3 および XC-3S クラスは 810mm 以下に制限する。

MT タイヤおよび HT タイヤは禁止とする。

これ以外のタイヤを希望する場合(スノーイベント時を除く)はシリーズ事務局に確認し承認を得る事。

なお、シリーズ事務局はシーズン途中でであっても下記指定タイヤ表を変更する場合がある。その場合は新たな指定タイヤ表を公示する。

2026 年 指定タイヤ表 ver.1.0			
メーカー	製品	メーカー	製品
BF Goodrich	ALL TERRAIN T/A K03, K02 TRAIL-TERRAIN T/A	MAXXIS	AT-980 BRAVO, 771 BRAVO, 700 BRAVO
BRIDGESTONE	DUELER A/T 002, 001, 694	NANKANG	Rollnex R/T, AT-5

DUNLOP	GRANDTREK AT5, AT3, AT2, R/T01	NITTO	TERRA GRAPPLER
FALKEN	WILDPEAK A/T3W	PIRELLI	SCORPION ATR
GOODYEAR	WRANGLER DURATRAC R/T WRANGLER A/T ADVENTURE with Kevlar WRANGLER AT Silent Trac, AT/S	TOYO	OPEN COUNTRY R/T, R/T TRIAL OPEN COUNTRY A/T Plus, A/T EX, A/T III
KENDA	KLEVER R/T KR601 KLEVER A/T2 KR628 KLEVER A/T KR28	YOKOHAMA	GEOLANDAR A/T4 GEOLANDAR A/T G015 GEOLANDAR X-AT

・シリーズの表示ならびに広告

本シリーズ事務局より参戦車両に対しシリーズの表示ならびに広告ステッカーの貼付けを指示する場合がある。その場合、ステッカーの内容、枚数及び貼付け場所は別途指示する。

第3条 クラス区分

2026 年の本シリーズは以下の 5 クラス制とする。

- ・XC-1 クラス : 車両重量による区分を行わない XC 車両。シリーズ事務局で参加を認めた SUV 車両。
- ・XC-2 クラス : カタログ表示の車両重量が 2,000kg を超える XC 車両
- ・XC-2S クラス : 気筒容積 2,000cc を越える SUV 車両（モノコック車両、車両重量による区分は無し）
- ・XC-3 クラス : カタログ表示の車両重量 2,000kg 以下の XC 車両
- ・XC-3S クラス : 気筒容積 2,000cc 以下の SUV 車両（モノコック車両、車両重量による区分は無し）

*1 本シリーズにおいて「カタログ表記の車両重量」とは、当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内の最小値を指す。

*2 過給装置付エンジンは元の排気量の 1.7 倍のクラスとみなす。

		車両区分							
		フレーム構造		車両重量*1		排気量*2		タイヤ外径	
		ラダー	モノコック	2,000kg 以下	2,000kg を超える	2,000cc 以下	2,000cc を超える	940mm 以下	810mm 以下
クラス 区分	XC-1	○	△	○	○	○	○	○	
	XC-2	○	×	×	○			×	○
	XC-2S	×	○			×	○	×	○
	XC-3	○	×	○	×			×	○
	XC-3S	×	○			○	×	×	○

第4条 参加資格

- 1) 参加者は有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、JAF 発給の競技運転者許可証を有する者は参加者を兼ねる事ができる。
- 2) 競技運転者は日本国内にて有効な自動車運転免許証と、有効な競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3) ラリー競技会で有効な対人保険(または共済等)に加入していること。
- 4) 1 台の参加車両に搭乗するクルーは、ドライバーおよびコ・ドライバーの 2 名とする。

第5条 参加申し込み方法

- 1) 所定の参加提出書類に署名捺印の上、参加料等を添えて、指定された締切日までに各競技会事務局に

指定された方法にて提出する事。本シリーズへの参加申し込みは、シリーズを構成する競技会の対象クラスへの参加申し込みを以ってなされる。

- 2) 参加車両名には必ず車両名（型式ではなく通称名：ハイラックス、フォレスター等）を含める事。
- 3) 参加に必要な書類は特別規則書に記載される。
- 4) 組織委員会は国内競技規則 4-19 に従い、参加申込者に対し拒否の理由を明らかにし、理由を示すこと無く参加申込を拒否することができる。この場合、参加料は返金される。
- 5) 参加受理の諾否はエントリーリスト（暫定エントリーリストを含む）の公開にて通知する。
- 6) 参加料は各競技会特別規則書に記載される。
- 7) 参加受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合および特別規則書にて定める場合を除き、返金されない。
- 8) 参加者は、参加受理後に参加できなくなった場合、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第6条 参加者に対する指示及び公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則 4-9 及び 10-10 に従って、公式通知をもって参加者に指示を与える事ができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAF が行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板（デジタル掲示板を含む）に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面（電子的形態を含む）をもって参加者に伝達される。

第7条 クルーおよび参加車両の変更

- 1) 参加受理後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。ただし、参加者から参加確認終了までに理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合にはこの限りではない。
- 2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

第8条 クラス成立及びシリーズ成立

- 1) 各クラスとも 1 台以上の参加出走をもって成立とする。
- 2) 2 戦以上のクラス成立で、そのクラスはシリーズとして成立とする。

第9条 シリーズ得点基準および順位認定

- 1) 各競技会でクラス成立し完走したドライバー、コ・ドライバーに対し、競技結果成績に基づきクラス毎に下表によるポイントを与える。

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
20	15	12	10	8	6	4	3

- 2) ポイント合計の対象は、シリーズとして開催された当該クラスの競技会が 7 戦以上の場合が高得点順に 6 戦を、6 戦以下の場合は開催された全戦をポイントの対象となる。
- 3) シリーズ順位認定は各クラス ドライバー/コ・ドライバー別に当該年当該クラスにおいて 2 戦以上でポイントを獲得した参加者数の 50% まで（小数点以下切上げ）とし、最大 6 位までを表彰対象とする。ただし、参加者数に関わらず 3 位まで（2 戦以上でポイント獲得者に限る）は表彰対象とする。シリーズ順位認定は当該年度当該クラスに 2 戦以上の参加出走実績がある者を対象とし、得点合計が多い順

~~に順位を認定する。~~同一得点の場合は以下の方法で決定する。

- ① 上位得点の獲得回数が多い順とする。
- ② ①によっても定まらない場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に本シリーズに出場した回数の多い順に決定する。
- ③ ②によっても定まらない場合は、シリーズ事務局で決定する。

~~4) シリーズ順位認定は各クラスドライバー、コ・ドライバー別に当該年当該クラスにおいて 2 戦以上でポイントを獲得した参加者数の 50%まで（小数点以下切上げ）とし、最大 6 位までを表彰対象とする。ただし、参加者数に関わらず 3 位まで（ポイント獲得者に限る）は表彰対象とする。~~

第 10 条 安全装備

1) クルーが着用するもの

当該年国内競技車両規則 第 5 編 細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従ったヘルメットおよびレーシングスーツ、グローブを着用する事。ただし、コ・ドライバーのグローブ着用は任意とする。

FHR システムは強く推奨する。（全日本戦と併催の場合および特別規則書で定める場合は必須とする。）

2) 参加車両に搭載するもの

参加車両には以下の装備を、安全に固定し、かつ実際に使用する場合には取り出しやすいように搭載すること。

- ① 非常用停止表示板(三角) 2 枚
- ② 片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれた A3 判のカード 2 枚
- ③ 非常用信号灯(発煙筒)
- ~~④ 赤色灯~~
- ④ 牽引用ロープ（車両重量を勘案して十分な耐荷重を持つもの）
- ⑤ 救急薬品
- ⑥ 消火器（使用期限・点検期限を満たしていること）

自動消火器やサーキットブレーカーなどの安全装置を国内競技車両規則第 2 編 第 2 章 に従って取り付ける事を推奨する。

第 11 条 参加確認及び車両検査

1) 参加確認

参加者は参加確認時に以下の書類を提示する事。

- ① ドライバー及びコ・ドライバーの自動車運転免許証
- ② ドライバー及びコ・ドライバーの競技運転者許可証
- ③ 競技参加者許可証（競技運転者許可証を有する者が参加者を兼ねる場合は不要）
- ④ 自動車検査証（電子車検証の場合、「自動車検査証記録事項」の写しも提出すること）
- ⑤ 自動車損害賠償責任保険（自賠責）証明書
- ⑥ 必要な場合は「改造自動車審査結果通知書（改造概要等説明書）」
- ⑦ ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険(人身傷害、共済等)の加入が確認できる書類等。

⑧ 必要な場合は「自動車カルネおよび登録証書」

これ以外にも各競技会で提出を求める書類がある場合がある。その場合は特別規則書に記載される。

2) 車両検査

- ① 参加車両はオーガナイザーが指定の時間内に公式車両検査を受けなければならない。
- ② 公式車両検査に参加車両を提示することにより、当該車両が全ての規則に適合しており、大会に参加する旨を申告したものとみなす。
- ③ 競技会技術委員長は、参加車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求める事ができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。この際、競技会審査委員会はその修正の為に時間を与える事ができる。
- ④ 競技会技術委員長は競技会期間中、任意に参加車両およびクルーに対し追加検査または追加確認を行う事ができる。
- ⑤ 競技会技術委員長は競技終了後、上位入賞者に対し最終車両検査を実施する事ができる。当該検査の対象となった参加者はその指示に従う事。
- ⑥ 競技会技術委員長が行う検査および最終車両検査の分解および組み付けに必要な工具・部品・必要経費はすべて参加者の負担とする。
万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とするペナルティーを課す場合がある。
- ⑦ 参加者は技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示しなければならない。
参加者は競技走行中に車両の安全性が損なわれたと判断した場合、競技会技術委員長に申告して、その安全性について確認を受ける事。
また、オーガナイザーは著しく車体・保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。かつ、競技車両は4つの自由に回転する車輪（ホイールとタイヤの両方が正しく装着されている状態）でのみ走行でき、ドライバーの視界を著しく妨げるほどフロントガラスにダメージを負った車両は、競技中一切の走行をさせてはならない。
- ⑧ 特別規則書に別途定めが無い場合、クルーまたはチームで登録されたサービス員が参加車両を車検場に持ち込むことができる。

第12条 ブリーフィング

ブリーフィングが実施される場合には、すべてのクルーおよび競技参加者は必ず参加しなければならない。遅刻または欠席した場合には、国内競技規則細則 ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定 別添5 に従いペナルティーが課せられる場合がある。

ブリーフィングの実施の有無に関わらず、オーガナイザーは指示事項（ブリーフィング資料）を公式通知にて第1回審査委員会終了直後に発行する。

第13条 スペシャルステージ

競技長または競技会審査委員会が危険と判断した場合、あるいは運営上やむを得ないと判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中断または中止する場合がある。

なお、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定 **第28条 15.**に該当する事象が発生した場合、競技長の指示により赤旗を提示する。

第 14 条 燃料補給および充電

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料給油および充電は認められない。

第 15 条 整備作業の範囲

競技中に設けられたサービスの際に、申告なしに行うことができる整備作業の範囲は以下の通りとする。

- 1) タイヤの交換
- 2) ランプ類のバルブ交換
- 3) 点火プラグの交換
- 4) V ベルトの交換
- 5) 各部点検増し締め

上記以外の整備作業を行う場合は、競技会技術委員長の許可を得て、所定の申告書を必ず提出する事。

第 16 条 リタイヤおよびレグ離脱

競技会の途中で競技を棄権し、以降の競技に参加しない場合、または競技長によりリタイヤを宣告された場合、リタイヤ届を提出しなければならない。

なお、各レグにおいて競技から離脱し、次のレグに参加する意思のある場合は、**レグを離脱する旨および次のレグに参加する旨をオフィシャルまたは CRO に確実に伝えること。**~~レグ離脱届けを提出し当該レグを棄権しなければならない。~~その後リスタートするには本規定第 17 条を満たすこと。

上記どちらの場合も、タイムカードは回収される。

第 17 条 リスタート

各レグにおいて競技から離脱した参加者は以下を条件に次レグへの出走が許される。

~~1) オーガナイザーが指定した時刻までに再出走の申請を行う事。~~

- 1) オーガナイザーが指定した時刻までに再車両検査に合格する事。
- 2) 競技会審査委員会の承認を得る事。
- 3) 走行しなかったステージおよび完走しなかったステージに対しタイムペナルティーが課される。

第 18 条 抗議

- 1) 参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第 12 条に従い、抗議する権利を有する。

- ① 抗議を行う場合は、必ず文章にて理由を明記し、抗議料 21,200 円 **(国内競技の場合は 53,300 円)** を添えて競技長に提出する事。
- ② 抗議に対する裁定は競技会審査委員会が行う。抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返却される。
- ③ 抗議により車両の分解検査が必要となった場合、その作業に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者が、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解検査等の費用の算出は競技会技術委員長が行う。
- ④ 審判員の判定、計時装置に対して抗議する事はできない。
- ⑤ 裁定は抗議者に対し宣告される。

- 2) 抗議の制限時間

- ① 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

- ② 成績に関する抗議は、暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。

第 19 条 競技会の成立、延期、中止または短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難となった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止または短縮を行う場合がある。
- 2) 競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。なお、特別規則書に記載がある場合は特別規則書に従う。

第 20 条 賞典

- 1) 各競技会の賞典は各オーガナイザーにて決定する。
- 2) シリーズ順位認定は本規定第 9 条に基づき決定する。

第 21 条 本規定の解釈

競技会中に本規定および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第 22 条 罰則

- 1) ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第 31 条に従う。
- 2) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遜守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 3) 本規定に関する罰則および本規定に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。
- 4) 違反が繰り返される場合、違反が意図的・悪質である場合など、本事務局がシリーズとして措置を講じる必要があると判断した場合、以後のエントリーの拒否、獲得ポイントの抹消などの処分を行う場合がある。

第 23 条 本規定の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本規定に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則とその細則、国内競技車両規則、および FIA 国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 2) 本規定は 2026 年 1 月 1 日より施行する。

補則

1. 2026 年の XCR スプリントカップシリーズとして以下の 7 戦を指定する。

●1 月 18 日	第 40 回 EZO ENDLESS RALLY	EZO 主催
●2 月 15 日	北海道ブリザードラリー	AG.MSC 北海道 主催
●6 月 13 日	第 44 回どんぐりハチ公ラリー	DCSS-A / CMSC 岩手 主催
●8 月 1-2 日	ASAMA ATTACK	M.O.S.C.O 主催
●8 月 22-23 日	RALLY EAST-IBURI 2026	ROC-H 主催
●9 月 4-6 日	RALLY HOKKAIDO	AG.MSC 北海道 主催

●10 月 10-11 日 とかち 2026

R.T.C 主催

また、XCR チャレンジクラス（クローズド競技クラス）を以下に設ける。

- 1 月 18 日 第 40 回 EZO ENDLESS RALLY EZO 主催
- 2 月 1 日 2026 年スノーチャレンジカップ in 夕張 EZO / CLOUD / AG.MSC 北海道主催
- 2 月 15 日 北海道ブリザードラリー AG.MSC 北海道 主催

2. XC 車両および SUV 車両の例

①XC 車両

- ・トヨタ：ランドクルーザー、ランドクルーザープラド、ハイラックス等
- ・日産：サファリ、テラノなど
- ・三菱：トライトン、パジェロなど
- ・スズキ：ジムニーなど

② SUV 車両（全高 158cm 以上）

- ・トヨタ：RAV4、ハリアー、ライズ、カローラクロス、ヤリスクロスなど
- ・日産：エクストレイル、キックスなど
- ・三菱：アウトランダー、エクリプスクロスなど
- ・ホンダ：CR-V、ヴェゼル(RU#系)、ZR-V など
- ・マツダ：CX-5、CX-60 など
- ・スバル：フォレスターなど
- ・スズキ：ハスラー、クロスビーなど
- ・ダイハツ：ロッキー、タフトなど

3. シリーズ事務局

XCR スプリントカップシリーズ事務局

〒003-0022 札幌市白石区南郷通 19 丁目南 4-9

TEL: 011-864-2003

Fax: 011-864-1182

Mail: entry@homei-gr.com

HP: <http://www.xcr-h.com/>

担当：小池治郎、田畑弘美